

「長岡商工会議所青年部」の名義使用について

1. 青年部ではメンバーの慶弔時に際して、規定第27条「慶弔等」を定め、『長岡商工会議所青年部 会長名』で慶弔費（結婚祝、出生祝、香典、見舞い等）を予算執行している。
2. また、平成22年度3月役員会（平成23年3月開催）において、「一緒に活動している仲間として「メンバーが喪主（一親等が基本）」の場合に限り、『長岡商工会議所青年部 会長名』で21,000円相当の供花を出す」ことが役員会承認された。（様々なケースが想定されることから、規約に具体的な文言を標記せず、都度会長と事務局とで協議。）
3. 今回、上記に限らず、企業活動における祝い事に際して、祝い花等に『長岡商工会議所青年部 会長名』を使用したいとき、下記申請・承認により名義の使用を認めることとする。（委員長名等も可）
なお、その際の経費は、申請者（有志）の負担とする。
4. 手続き
 - ①青年部事務局に申請書を提出。
 - ②正副会長により承認の可否を審議。
 - ③承認の可否を事務局より申請者に報告。
 - ④承認の場合、役員会にて報告及び会員に告知。（申請者名は非公開）
5. 使用例
 - ①祝い花（開店、リニューアル、新社屋落成（増築・改築）、移転、新規創業、周年、工事完了、新商品開発、セール、就任、受賞、功労 等）
 - ②供 花（喪主・一親等に該当しない場合 等） ほか

「長岡商工会議所青年部」名義使用 申請書

申請日：平成 年 月 日（ ）

申請者（複数可）	
使用年月日	平成 年 月 日（ ）
場 所	
使用名義	
用途（目的）	
備 考	

事務局記入

承認の可否	可 ・ 否	年月日	平成 年 月 日（ ）
備 考			